データサイエンス倶楽部会員規約

最終更新日: 2022 年 03月 03 日

第1条 会の目的

大学講義では網羅できないプログラミングやデータ分析の基礎から実践までを体系的に体験できるようにする場を設けることを活動の目的としている。

第2条 名称

この学生団体の名称を以下の通りに定める。

データサイエンス倶楽部

第3条 定義

本規約において使用する用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

- (1)「倶楽部」とは、データサイエンス倶楽部をいいます。
- (2)「本規約」とは、「データサイエンス倶楽部会員規約」をいいます。
- (3)「本サイト」とは、倶楽部が運営するウェブサイト (https://datascienceclubjp.wixsite.com/home/dsci%E6%A6%82%E8%A6%81/) をいいます。
 - (4)「本サービス」とは、本サイトまたはサーバー・ストレージを通じて倶楽部が提供するサービスをいいます。
 - (5)「本契約」とは、本サービスの利用に関する倶楽部との間の契約をいいます。
 - (6)「事業者」とは、倶楽部所定の手続きに従い、事業者として登録された者をいいます。
 - (7)「ユーザー」とは、事業者以外で本サイトを利用する者をいい、会員、非会員いずれも含みます。
 - (8)「会員」とは、第4条において会員と見なされた者をいいます。
 - (9)「送信情報」とは、事業者及び会員が本サービスに送信(一般に公開・特定の相手にのみ公開・非公開を問いません。)したテキスト、イラスト、画像、動画その他倶楽部所定の情報(これを元に本サービス上で自動生成された情報や処理結果も含みます。)をいいます。

第4条会員について

第4.1条会員の定義について

会員は倶楽部に貢献している者のことをいいます。倶楽部は基本的に第10条で定められている通りに会費を納めることで貢献をしているとみなします。また、第34条にしたがって役員会を開会し、その役員会の審議により特別に認められた場合はその限りではありません。

第4.2条会員の属性について

会員の属性については次の5種類とします。

- 1. 代表
- 2. 運営会長
- 3. 役員
- 4. 後援会員
- 5. 一般会員

第 4.3 条 代表について

(代表の選出と定義)

代表は、会員の中から前代表に指名された者とします。代表選出は技量、コミュニケーションなどの能力を考慮して行われます。

(代表の権利と義務)

- 1. 代表は、運営会長を指名し、適切な指示をする義務を負います。
- 2.代表は、運営会長が解任された場合は、運営会長を指名する義務を

負います。

- 3.代表は、倶楽部との間に置いて、善良な管理者としての注意義務を負います。
 - 4. 代表は社会通念条当然に守るべき注意義務を負います。
- 5.代表は、倶楽部の事業と同じまたは類似する取引(競業取引)を行う ことや、倶楽部から個人的に貸付を受けるような、倶楽部との間で利害が対 立する取引(利益相反取引)を制限します。
 - 6.代表は総会、代表会、役員会を招集する権利を有します。
 - 7.代表は総会、代表会、役員会いずれに対しても議事録の閲覧を要求

することができます。

8.銀行口座の管理として、代表は判子の管理をするものとします。

(代表の解任)

1.会員の3分の1もしくは役員の過半数が解任を要求した場合には第32条に従って臨時総会が開かれます。その臨時総会において会員の過半数が解任に同意した場合、代表は罷免されます

第4.4条 運営会長について

(運営会長の選出と定義)

1.運営会長は会員の中から代表に指名された者とします。運営会長選出は技量、コミュニュケーションなどの能力を考慮して行われます。

(運営会長の権利と義務)

- 1.運営会長は、役員を指名し、適切な指示をする義務を負います。
- 2.運営会長は、役員の指揮をとる義務を負います。
- 3.運営会長は、代表が解任された場合は運営会長が代表となり、役員の中から新たな運営会長を指名しなければなりません。
 - 4. 運営会長は、会員が本規約を遵守しているかを指導、監督します。
 - 5.運営会長は、会員が本規約に反した場合の対処を行います。
- 6.運営会長は、倶楽部の存続に関わる事案など、重大事案について確認した場合 には代表に報告する必要があります。
 - 7.運営会長は社会通念条当然に守るべき注意義務を負います。
- 8.運営会長は、倶楽部の事業と同じまたは類似する取引(競業取引)を行うことや、 倶楽部から個人的に貸付を受けるような倶楽部との間で利害が対立する取引(利益相反 取引)を制限します。
- 9.運営会長は総会での議長となる権利また代表会、役員会を招集する権利を有します。
- 10.運営会長は総会、代表会、役員会いずれに対しても議事録の閲覧を要求することができます。
 - 11.銀行口座の管理として、運営会長は通帳の管理を管理をするものとする。

(運営会長の解任)

- 1.会員の3分の1もしくは役員の過半数が解任を要求した場合、第34条に従って役員会を開会し、その役員会で審議にかけられます。
- 2.役員会で役員の過半数が解任に同意した場合、運営会長は罷免されます。運営会長が解任された場合は新たな運営会長は代表が指名する義務を負います。

第 4.5 条 役員について

(役員の選出と定義)

1.役員は会員の中から運営会長に指名された者とします。

(役員の権利と義務)

- 1.役員は運営会長の指示により業務を行います。
- 2.代表から運営会長になることを打診された場合は運営会長になる義務を負います。
 - 3. 特別な理由がない限りは役員会の招集に応じる義務を負います。
 - 4..役員は社会通念条当然に守るべき注意義務を負います。
- 5.役員は、倶楽部の事業と同じまたは類似する取引(競業取引)を行うことや、倶楽部から個人的に貸付を受けるような、倶楽部との間で利害が対立する取引(利益相反取引)を制限します。
 - 6. 役員は役員会で議長となる権利、また役員会開会を提案する権利を有します。
- 7.役員は総会、代表会、役員会いずれに対しても議事録の閲覧を要求することができます。

(役員の解任)

- 1.代表、運営会長、会員の3分の1もしくは役員の過半数が解任を要求した場合、第34条に従って役員会を開会し、その役員会で審議にかけられます。
 - 2.役員会で役員の過半数が解任に同意した場合、当該役員は罷免されます

第4.6条後援会員について

(後援会員の選出と定義)

1.後援会員とは、代表、運営会長、役員、一般会員を経て、正規の学生(大学・短期大学・高等専門学校等に在籍し、高等教育を受けている者)でなくなったもののことをい

います。

(後援会員の権利と義務)

- 1.本規約に準じます。
- 2.総会に出席することはできません。
- 3.総会、役員会に対して議事録の閲覧を要求することができます。

第 4.7 条 一般会員について

(一般会員の定義)

1.一般会員とは代表、運営会長、役員、後援会員に当てはまらない会員であり、正規の学生(大学・短期大学・高等専門学校等に在籍し、高等教育を受けて いる者)のことをいいます。

(一般会員の権利と義務)

- 1.本規約に準じます。
- 2.総会に出席する権利を有します。
- 3. 総会、役員会に対して議事録の閲覧を要求することができます。

第5条 適用範囲

1 本規約は、本契約において倶楽部と会員とに適用されます。会員は、会員として登録されることにより、本規約の全ての内容に同意したものとみなされます。

2 本サービスに関するその他の規程(以下「その他の規程」といいます。)が存在する場合に、その他の規程は、本規約の一部を構成するものとします。本規約の規定とその他の規程の内容が異なる場合は、本規約が優先して適用されます。

第6条 本サービス

- 1 会員は、本契約の有効期間内に限り、本契約に違反しない範囲で、倶楽部の定める方法に従い、本サービスを利用することができます。
 - 2 本サービスの詳細な仕様は、本サービス上において別途定めるものとします。
 - 3倶楽部 は、本サービスの仕様の改良、追加、削除等の変更を行うことがあり、会員は、こ

れを予め承諾します。また、倶楽部は、本サービスの遂行を、会員に委託することがありますが会員 はこれを了承しているものとします。

- 4 会員は、自らの責任と費用において、ハードウェア、ソフトウェア、インターネット接続回線、セキュリティの確保等、本サービスの利用に必要な環境(以下「利用環境」といいます。)を整備します。
 - 5 会員は、本サービスの利用に関し、以下の事項を遵守するものとします。
- (1)サービスの購入希望の表明をする場合には、倶楽部の定めるサービスジャンルに従う ものとします。サービスジャンルが異なる場合には、倶楽部において、当該サービスの購入希望の 表明の掲載サービスジャンルを変更したり、当該サービスの購入希望の表明を削除したりする場合 があります。
- (2)全ての事業者からの見積提案に対し、できる限り速やかに検討を行い、遅滞なく(遅くとも見積募集期間終了後一週間以内に)商談申込又はお断り(不採用)を通知するものとします。
- (3)事業者からの見積通知に対し、お断りの通知をする場合には、必ず倶楽部の定める様式でそのお断りの理由を記載するものとします。
- (4) 商談依頼を申し込んだ事業者に関しては、商談開始後適宜、倶楽部の定める様式で当該事業者の評価を行うものとします。
- (5)会員は本サービスの利用の結果、事業者との間で契約(口頭、書面を問いません。)を締結した場合には、直ちに、倶楽部の求めに応じ、事業者の名称、契約に関する代金の金額、支払方法その他倶楽部の定める事項を倶楽部の定める様式にしたがって倶楽部に報告するものとします。
- (6) 倶楽部から個別的又は一般的要請があった場合には、会員が購入希望を表明した案件の状況につき倶楽部の定める様式にしたがって倶楽部に報告するものとします。
- 5 本サービスは、特定のサービスを購入したい会員に対して、当該サービスを販売したい事業者を紹介する場を提供するものであって、倶楽部は、会員が本サービスを通じて希望するサービスを購入できること、又は、何らかの見積りその他の情報を得られることを保証するものではありません。また、倶楽部は、本サービスに関連して、事業者が実在していること、権利能力及び行為能力を有していること、当該サービスを販売する権限を有していること、及び事業者の送信情報が正確であることにつき、いかなる保証も行うものではありません(これらの事項の調査は会員の自己責任とします。)。
- 6 倶楽部は、次の各号につき、いかなる保証も行うものではありません。さらに、会員が倶楽部から直接又は間接に、本サービスに関する情報を得た場合であっても、倶楽部は、会員に対し、本規約において規定されている内容を超えて、いかなる保証も行うものではありません。
 - (1) 本サービスの利用に起因して利用環境に不具合や障害が生じないこと
 - (2) 本サービスの正確性、完全性、永続性、目的適合性、有用性
 - (3)会員に適用のある法令、業界団体の内部規則等への適合性

第7条 登録

1 本サービスの利用を希望する会員(以下「登録希望者」といいます。)は、本規約の内容に同意した上で、倶楽部所定の方法により、登録の申込を行うものとします。登録希望者は、申込の際に登録する倶楽部所定の情報(以下「登録事項」といます。)が、全て正確であることを保証します。

2 倶楽部は、倶楽部所定の基準により、登録希望者の登録の可否を判断し、登録を認める場合には、その旨及び本サービスを利用するために必要となる会員専用サーバー・ストレージ(以下「会員専用サーバー・ストレージ」といいます。)等の情報を通知します。倶楽部が当該通知を行なった時点で、登録希望者は会員として登録され、当該会員と倶楽部との間に、本契約が成立します。

- 3 倶楽部は、登録希望者が以下のいずれかに該当し又は該当すると倶楽部が判断した場合は、理由を一切開示することなく、登録希望者の登録を認めないことができます。
 - (1) 倶楽部所定の方法によらずに登録の申込を行った場合
 - (2)登録事項の全部又は一部につき、虚偽、誤記又は記載漏れがあった場合
 - (3) 本規約に違反するおそれがあると倶楽部が判断した場合。
 - (4)過去に本規約に違反した者又はその関係者であると倶楽部が判断した場合。
 - (5)未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人又は法人の代表権を有しない者のいずれかであり、保護者、法定代理人、後見人、保佐人、補助人又は代表権を有する者の同意等を得ていなかった場合
 - (6)本サービスと同種又は類似するサービスを現に提供している場合又は将来提供する予 定である場合
 - (7)その他倶楽部が登録を妥当でないと判断した場合

第8条 登録事項の変更

会員は、登録事項に変更が生じた場合は、直ちに倶楽部所定の方法により、登録事項の変 更の手続きを行うものとします。

第9条 会員専用サーバー・ストレージの管理

1 会員は、自己の責任において、会員専用サーバー・ストレージを適切に管理・保管するものとし、これを第三者に開示・利用させたり、貸与、譲渡、売買、担保提供等をしてはならないものとします。

2 会員による会員専用サーバー・ストレージの管理不十分、使用上の過誤、不正使用等によって会員が損害を被ったとしても、倶楽部は一切責任を負わないものとします。

第 10条 会費について

- 1 会費は倶楽部が定めた料金に従うものとします。
- 2 会費の支払いは倶楽部が定めた期日に従うものとします。
- 3 会費は、サービスの維持管理・拡充、イベントの開催・運営、その他必要と判断される事項について使用されます。

第11条 投稿物の投稿及び利用

- 1 会員は、本サービスを利用して、投稿物を投稿することができます。会員は、倶楽部所定の方式に従い、倶楽部所定の基準を満たす投稿物のみ公開してよいものとします。
- 2 会員が、本規約に違反した又はそのおそれがあると倶楽部が認めた場合、その他倶楽部が必要であると判断した場合、倶楽部は、会員に通知をおこない、投稿物の全部又は一部の削除又は公開範囲の変更を通達し、それによって当該投稿会員が被った一切の損害について、責任を負わないものとします。
- 3 会員は、本サービスを利用して、本サービス上で公開された投稿物を、閲覧、印刷又はダウンロードし、印刷又はダウンロードした投稿物を、著作権法の定める私的使用の範囲で複製し、また、自己の宣伝に係るホームページ、ハガキ、その他自己の宣伝に係る広告物に利用・改変することができますが、投稿物に関するそれ以外の何らの権利(投稿物そのもの、または投稿物を利用した商品・サービス等を、有償・無償を問わずに、第三者に譲渡・販売・貸与し、または本サービスと同種・類似したサービス上でアップロード等を行う権利を含み、かつこれに限られません。)も取得しないものとします。ただし、倶楽部が個別に許諾した場合は、この限りではありません。
- 4 投稿物に関する一切の責任は、当該投稿物を投稿した会員が負います。倶楽部は、投稿物の適法性、正確性、目的適合性等に関して一切保証しません。投稿物に関して生じた紛争は、 当該投稿物を投稿した会員が解決するものとし、倶楽部は一切関知しないものとします。

第12条 投稿物に係る権利義務

- 1 投稿をした会員は、投稿物及びその投稿に係る完全なる権利を有し、投稿物及びその投稿が第三者の権利を侵害するものでないことを保証します。万一、投稿した投稿物が第三者の権利を侵害するなど第三者との間で何らかの紛争が発生した場合、当該投稿会員は、自己の責任と費用においてこれを解決しなければならず、倶楽部に一切の迷惑をかけないものとします。当該会員は、かかる紛争が生じた場合、直ちに当該事実を倶楽部に連絡するものとします。
- 2 投稿物に係る著作権は、当該投稿物の著作権者である会員に帰属しますが、当該投稿物を投稿したことをもって、倶楽部が当該投稿物を無償で複製、翻案その他あらゆる方法で利用す

ることを許諾するものとします。また、当該投稿物の著作権者である会員は、倶楽部及び倶楽部から正当に権利を付与され又は承継された第三者に対し、当該投稿物に係る著作者人格権を行使しないものとします。

3 倶楽部は、投稿物を管理・保存する義務を負いません。 倶楽部は、事業上の理由、システムの過負荷・システムの不具合・メンテナンス・法令の制定改廃・天災地変・停電・通信 障害・不正アクセス、その他の事由による、投稿物の破損・消失に関して、一切責任を負いません。

第13条 投稿物における禁止行為

会員は、本サービスの利用にあたり、以下の各号に該当する行為を行ってはならないものとします。これに違反した又はそのおそれがあると倶楽部が認めた場合、第11条2項による投稿物の全部又は一部の削除又は本サイト上における公開範囲の変更、第17条による利用停止、第18条2項による強制退会等の措置を採ることができるものとし、それによ

- って当該会員が被った一切の損害について、責任を負わないものとします
 - 1 第11条第3項で許された範囲を超える投稿物の利用行為
 - 2 倶楽部又は第三者の権利を侵害し又はそのおそれのある行為
 - 3 本サイト上で公開されている投稿物を、当該投稿物の著作権者の同意

なく本サイトに投稿し又は他のサイトに転載する行為

- 4 事実に反し又は誤解を招く行為
- 5 犯罪に結びつく又はそのおそれのある行為
- 6 法令又は公序良俗に違反する又はそのおそれのある行為
- 7 わいせつ、差別的、宗教的又は政治的な行為
- 8 本サービス又はユーザーサービスの運営やネットワーク・システムに支障を与え又はそのおそれのある行為
 - 9 その他、倶楽部が不適切と判断する行為。

第14条 閲覧等

俱楽部は、以下に掲げる場合には、投稿物の内容を閲覧したり、保存したり、第三者に開示すること(以下、本項において「閲覧等」といいます。)ができるものとし、それによって当該会員が被った一切の損害について、責任を負わないものとします。

- 1 当該投稿物を投稿した会員が閲覧等に同意したとき。
- 2 倶楽部が閲覧等の同意を求める通達を、当該投稿物を投稿した投稿会員に送信してから 7日以内に、当該会員の通達での回答が倶楽部に到達しなかったとき。

- 3 本サービス又はユーザーが利用するサービスの技術的不具合の原因を解明し、解消するため必要な場合。
 - 4 裁判所、警察等の公的機関から、法令に基づく正式な照会を受けた場合。
- 5 本規約に違反し又はそのおそれのあり、閲覧等を行う必要があると倶楽部が判断した場合。
 - 6 その他本サイトを適切に運営するために必要が生じた場合。

第15条 権利帰属

- 1 本サービスに関する、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、不正競争防止法 上の権利、その他一切の財産的若しくは人格的権利(以下「知的財産権等」といいます。)は、全て 倶楽部又はそのライセンサーに帰属します。
- 2 本規約に定める本サービスの利用許諾は、本規約に明示的に規定される場合を除き、本サービスに関する倶楽部又はそのライセンサーの知的財産権等に関し、いかなる権利も許諾するものではありません。会員は、本サービスが予定している利用態様を超えて、本サービスを利用することはできません。
- 3 会員は、本サービスに対して、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、又は逆アセンブラ、その他本サービスを解析しようと試みてはならないものとします。

第16条 送信情報

- 1 会員は、送信情報について、自らが送信することについて適法な権利を有していること及び倶楽部、会員、他の会員又は第三者の権利を侵害するものではないことを保証します。
- 2 会員は、送信情報に係る知的財産権等を、送信後も引き続き保有します。倶楽部は、本サービスの運営のために必要な範囲に限って、送信情報を使用又は利用(複製、翻案、公衆送信及びそのために必要な送信可能化を含み、これに限りません。)することができるものとします。会員はこれに対し、倶楽部並びに倶楽部より正当に権利を取得した第三者及び当該第三者から権利を承継した者に対し、著作者人格権を行使しないことに同意します。
- 3 倶楽部は、送信情報について、安全に管理するよう努めますが、本サービスが、本質的に情報の喪失、改変、破壊等の危険が内在する電磁的サービスであることに鑑みて、会員は、送信情報を自らの責任においてバックアップするものとします。当該バックアップを怠ったことによって会員が被った損害について、倶楽部は、送信情報の復旧を含めて、一切の責任を負いません。
- 4 倶楽部は、以下のいずれかに該当し又は該当すると倶楽部が判断した場合は、送信情報の全部又は一部を閲覧、保存し、または第三者へ開示することがあります。
 - (1)会員の同意を得たとき
 - (2) 倶楽部が閲覧等の同意を求める連絡を会員に行なってから7日以内に、当該会員から

の回答がなかったとき

- (3)裁判所、警察等の公的機関から、法令に基づく正式な照会を受けたとき
- (4)法律に従い開示の義務を負うとき
- (5)会員が第13条各号に該当する禁止行為を行ったとき
- (6)事業者、他の会員又は第三者の生命・身体・その他重要な権利を保護するために必要なとき
 - (7) 本サービスのメンテナンスや技術的不具合解消のために必要があるとき
 - (8)上記各号に準じる必要性があるとき

5倶楽部は、以下のいずれかに該当し又は該当すると倶楽部が判断した場合は、送信情報について、その全部又は一部を削除することができます。倶楽部は、削除された送信情報について、当該情報の復旧を含めて一切責任を負いません。

- (1)会員の同意を得たとき
- (2)会員が第13条各号に該当する禁止行為を行ったとき
- (3)その理由を問わず、本契約が終了したとき
- (4)第20条によって本サービスが変更、中断、終了したとき
- (5)上記各号に準じる必要性があるとき
- 6 第4項及び前項に拘らず、倶楽部は、送信情報を監視する義務は負いません。

第17条 本サービスにおける禁止行為

会員は、本サービスの利用にあたり、以下の各号のいずれかに該当し又は該当すると倶楽 部が判断する行為をしてはなりません。

- (1)事業者に関する情報を本サービス以外の目的に利用する行為
- (2)購入の意図がないにもかかわらず事業者に対して購入希望を出すこと、その他公正な取引慣行に反する行為
 - (3)事業者に対して行う自社営業もしくは営業目的と取れる行為
 - (4)法令に違反する行為
 - (5)犯罪に関連する行為

- (6)公序良俗に反する行為
- (7)所属する業界団体の内部規則に違反する行為
- (8) 倶楽部、事業者、他の会員又第三者の知的財産権等、プライバシー権、名誉権、信用、 肖像権、その他一切の権利又は利益を侵害する行為
 - (9) 本サービスの運営・維持を妨げる行為
 - (10) 本サービスのネットワーク又はシステム等に過度の負担をかける行為
 - (11)本サービスのネットワークに不正にアクセスする行為
 - (12)第三者になりすます行為
 - (13)第三者に本サービスを利用させる行為
 - (14) 倶楽部が事前に承諾しない形での宣伝、広告、勧誘又は営業をする行為
 - (15)事業者又は他の会員の情報を収集する行為
- (16) 倶楽部が本サービスの運営において必要な範囲で複製、改変、送信その他の行為を行うことが事業者、他の会員又は第三者の知的財産権等、プライバシー、名誉、信用、肖像、その他一切の権利又は利益の侵害に該当することとなる情報を、倶楽部に送信する行為
 - (17) 本サービスにより利用しうる情報を改ざんする行為
- (18) 反社会的勢力等(暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味します。以下同じ。)の維持、運営若しくは経営に協力若しくは関与する等反社会的勢力等との何らかの交流若しくは関与をする行為
 - (19)前各号の行為を直接又は間接に惹起し又は容易にする行為
 - (20)その他、倶楽部が不適切と判断する行為

第18条 登録抹消等

- 1 倶楽部は、会員が以下の各号のいずれかに該当し又は該当すると倶楽部が判断した場合は、事前に通知することなく、送信情報を削除し若しくは会員について本サービスの利用を一時的に停止し又は会員としての登録を抹消して本契約を解除することができます。
 - (1)会員がサービスを購入した事業者から会員に関する苦情が頻発したとき
 - (2)本規約のいずれかの条項に違反した場合
 - (3)第7条第3項各号に該当することが判明した場合

- (4)支払停止若しくは支払い不能となり、又は、破産、民事再生手続き開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始もしくはこれらに類する手続きの開始の申立てがあった場合
 - (5) 自ら振出し、もしくは引受けた手形または小切手につき、不渡りの処分を受けた場合
 - (6) 差押、仮差押、仮処分、強制執行または競売の申立てがあった場合
 - (7)租税公課を滞納し、その保全差押を受けた場合
 - (8)解散または営業停止状態となった場合
 - (9)第7条乃至第8条の他、会員の信用状態に重大な変化が生じたと倶楽部が判断した場合
 - (10)特別な場合を除き、会費の支払いが2ヶ月以上滞った場合
 - (11)その他、倶楽部が本サービスの利用を適当でないと判断した場合
 - 2 会員は、前項各号のいずれかに該当し、又は、該当すると倶楽部が判断した場合は、倶楽部に対して負っている債務の一切について期限の利益を失い、直ちに倶楽部に対する全ての債務の履行をしなければなりません。
 - 3 倶楽部は、本条に基づき倶楽部が行った行為により会員に生じた損害について一切の責任を負いません。

第19条 有効期間

- 1 会員は、倶楽部所定の方法により、いつでも会員登録の抹消を申し出ることができます。
- 2 本契約の有効期間は、会員登録が抹消されるまでとします。
- 3 本契約が終了した場合、倶楽部は、送信情報を返還又は保管等する義務を負わず、会員に何らの通知等することなく、これを削除できるものとします。

第20条 本サービスの変更、中断、終了

俱楽部は、事業上の理由、システムの過負荷・システムの不具合・メンテナンス・法令の制定改廃・天災地変・偶発的事故・停電・通信障害・不正アクセス、その他の事由により、事前の予告なくして、本サービスをいつでも変更、中断、終了することができます。 倶楽部は、上記各事由又はこれによる上記本サービスの変更、中断、終了によって会員に生じたいかなる損害についても、一切責任を負いません。

第21条 紛争処理及び損害賠償

1 会員は、本サービスの利用に関連して倶楽部に損害を与えた場合、倶楽部に対し、その

損害を賠償するものとします。

2 会員が、本サービスに関連して事業者、他の会員又は第三者からクレームを受け又は事業者、他の会員又は第三者との間で紛争が生じた場合、会員は、直ちにその内容を倶楽部に通知すると共に、会員の費用と責任において、当該クレーム又は紛争を処理し、その進捗及び結果を倶楽部に報告するものとします。倶楽部は、会員と事業者、他の会員又は第三者との間における交渉、取引、支払等には、一切関与しません。

3 倶楽部が、会員による本サービスの利用に関連して事業者、他の会員又は第三者からクレームを受け又は事業者、他の会員又は第三者との間で紛争が生じた場合、会員は、会員の費用と責任において、当該クレーム又は紛争を処理し、その進捗及び結果を倶楽部に報告すると共に、倶楽部が支払いを余儀なくされた金額その他の損害を賠償するものとします。

第22条 秘密保持

会員は、本サービスに関連して倶楽部が会員に対して秘密に扱うことを指定して開示した情報について、倶楽部の事前の書面による承諾がある場合を除き、開示目的以外に利用せず、また、会員、他の会員又は第三者に開示しないものとします。

第23条 個人情報の取扱い

倶楽部は、個人情報を、倶楽部所定の「プライバシーポリシー」に基づき、適切に取り扱うものとします。

第24条 本規約の変更

1 倶楽部は、その理由を問わず本規約をいつでも任意に変更することができるものとし、会員はこれに同意します。

2 倶楽部が別途定める場合を除き、本規約の変更は、本サイトに掲載する方法によって会員へ通知します。

3 本規約の変更は、前項の通知の時点より効力を生じるものとします。

4 会員が本規約の変更に同意しない場合、会員の唯一の対処方法は、会員登録を抹消するのみとなります。

第25条 予算案に関して

予算案は総会をもって、議決されます。

第26条 連絡

1 倶楽部から会員への連絡は、書面の送付、電子メールの送信、または本サービス若しくは本サイトへの掲載等、倶楽部が適当と判断する手段によって行います。当該連絡が、電子メールの送信又は本サービス若しくは本サイトへの掲載によって行われる場合は、インターネット上に配信された時点で会員に到達したものとします。

2 会員から倶楽部への連絡は、倶楽部所定の連絡手段から行うものとします。倶楽部は倶楽部所定の連絡手段以外からの問い合わせについては、対応できません。

第27条 権利義務の譲渡

1 倶楽部は、会員に対する債権を第三者に譲渡できるものとし、会員は、そのために会員の 個人情報等が当該第三者に提供されることを承諾するものとします。

2 会員は、倶楽部の事前の書面による承諾なく、本契約上の地位又は本サービスに基づく権利義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、その他の処分をすることはできないこととします。

第28条 完全合意

本規約は、本契約に係る当事者間の完全な合意を構成し、口頭又は書面を問わず、本契約に係る当事者間の事前の合意、表明及び了解に優先します。

第29条 分離可能性

本規約の規定の一部が法令又は裁判所により違法、無効又は不能であるとされた場合においても、本規約のその他の規程は有効に存続します。

第30条 準拠法

本規約の準拠法は、日本法とします。

第31条管轄

本サービスに関連して会員と倶楽部の間で紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第32条 総会

- 1 倶楽部の総会(以下、総会といいます)は通常総会及び臨時総会とします。
- 2通常総会は年一回開催とします。
- 3 総会は後援会員を除く会員をもって構成します。
- 4 総会は次にあげる事項を審議し、議決します。
 - (1) 予算案及び決算に関する事項
 - (2) 本規約などに関する事項

- (3) その他運営上必要な事項
- 5 総会は代表が招集します。
- 6 臨時総会は次の各号のいずれかに該当する場合に開催されます。
 - (1)代表または運営会長が必要と認めた場合
 - (2)会員の3分の1以上から請求があった場合
 - (3)会員の3分の1以上もしくは役員の過半数から代表解任の要

望があった場合

- 7 総会の議長は運営会長とします。
- 8 止むを得ない理由のため運営会長が総会に出席できない場合、総会の議 長は代表が努めることとします。
- 9 総会は会員の 2 分の 1 以上の出席がなければ、開会することができません。
- 10 総会の議事は本規約に定めるものの他、出席した会員の過半数を持って決し、可否同数の場合は議長の決するところとします。
- 11 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員はあらかじめ通知さ れた事項について電子メールやオンラインでの回答フォーム、書面を持って表決し、または他の会員を代理人として表決することができます。
- 12 前項の場合における規定の適用については、その会員は出席したものとみなします。
- 13 総会の議事については次の事項を記載した議事録を作成しなければなりません。
 - (1) 日時及び場所
- (2)会員の現在数及び出席者数(電子メールやオンラインでの回答フォーム、書面での表決者及び表決委任者を含む)

- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4)議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 14議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人2名以上が署名・押印しなければなりません。
 - 15 会員が総会の議事録の閲覧を請求した際は、これを閲覧させなければなりません。

第33条 代表会

- 1 倶楽部の代表会(以下、代表会といいます)は代表もしくは運営会長が必要であると判断した場合に開催されます。
 - 2 代表会は代表及び運営会長を持って構成されます。
 - 3代表会は以下の事項を審議・議決します。
 - (1)活動方針に関する事項
 - (2)組織運営に関する事項
 - (3) 本規約などに関する事項
 - (4)その他運営上必要な事項
 - 4 代表会は代表もしくは運営会長が招集します。
 - 5代表会は代表・運営会長両名の出席がなければ開催されません。
 - 6 代表会の議事はこの規則に定めるもののほか、全会一致によって決します。
- 7 本規約に関する事項、もしくは代表会で必要と判断された事項が発議された場合には役員会を招集します。
 - 8 代表会の議事録については次の事項を記載した議事録を作成しなければなりません。

- (1) 日時及び場所
- (2) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (3) 議事の経過の概要及びその結果
- 9 代表・運営会長・役員が代表会の議事録の閲覧を請求した場合はこれを閲覧させなければなりません。

第34条 役員会

- 1 倶楽部の役員会(以下、役員会といいます)は代表会が必要と判断した場合もしくは役員の過半数の請求があった場合に開催されます。
 - 2 役員会は代表・運営会長・役員を持って構成されます。
 - 3 役員会の告知は開会一週間以上前に行われるものとします。
 - 4 役員会は以下の事項を審議・議決します。
 - (1) 代表会が必要と判断した事項
 - (2) 運営会長の罷免に関する事項
 - (3) 役員の過半数が必要と判断した事項
 - (4) その他運営上必要な事項
 - 5 役員会は運営会長が招集します。
 - 6 役員会は代表・運営会長・役員の2分の1以上の出席がなければ開会されません。
 - 7 議長はその役員会において出席した代表・運営会長・役員の中から選出されます。
- 8 役員会の議事はこの規則に定めるものの他、出席した代表・運営会長・役員の過半数を持って決し、可否同数の場合は議長の決するところとします。
- 9 やむを得ない理由のため役員会に出席できない代表・運営会長・役員はあらかじめ通知された事項について電子メールやオンラインでの回答フォーム、書面を持って表決し、または他の代表・運営会長・役員を代理人として表決することができます。ただし、役員会開会までに回答がなかった場合には代表を代理人とします。
- 10 前項の場合における規定の適用については、その代表・運営会長・役員は出席したものとみなします。
 - 11 役員会の議事については次の事項を記載した議事録を作成しなければなりません。
 - (1) 日時及び場所

- (2) 代表と運営会長及び役員の現在数及び出席者
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果

12 役員会は、本規約において不適切とされる事項、もしくは個人情報、プライバシー問題など役員会で不適切と判断される内容に関しては議事録の開示の義務は負わないものとします。

13 役員会は、前項をのぞき、会員が役員会の議事録の閲覧の請求をした場合はこれを閲覧させる義務を負います。

以上

2020年12月16日 制定 2022年03月03日 改正